

社会福祉事業への改良住宅使用許可証書（新規・更新）

大阪市指令都整管第 号

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

大阪市長 ○○ ○○

社会福祉事業等への改良住宅使用許可申請のあった市営 \_\_\_\_\_ 住宅  
\_\_\_\_\_ 号館 \_\_\_\_\_ 号室（所在地 大阪市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番）につ  
いては、次の条件を遵守することを条件として許可する。

（使用期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）

記

- 1 使用料 月額 円／戸  
（大阪市営住宅条例第20条の算定方法による）
- 2 使用期間が満了し、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了の30日前までに再度申請すること。また、活用を終了するときは、活用終了の30日前までに届け出をすること。
- 3 許可申請書に記載した内容に変更が生じたときは、ただちに報告すること。
- 4 改良住宅及び共同施設を正常な状態において維持し使用すること。
- 5 改良住宅の使用料は、毎月分を納入期限までに、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納付すること。
- 6 改良住宅を譲渡し又は転貸しないこと。
- 7 無断で模様替えをしないこと。
- 8 住宅内の生活秩序を乱し又は他人に迷惑を掛ける行為をしないこと。
- 9 共同施設の使用に要する費用その他住宅使用上入居者が負担しなければならない費用を負担すること。
- 10 その他市営住宅条例及び同施行規則を順守すること。